

## 伊達市地域クラブ設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 伊達市の子供たちが、将来にわたり継続的にスポーツ及び文化芸術活動に親しむことができる機会を確保するとともに、子供たちの活動を地域全体で関係者が連携して支え、子供たちの豊かで幅広い活動機会を保障するために、伊達市地域クラブ（以下「クラブ」という。）を設置する。

### (定義)

第2条 この要綱において「地域クラブ」とは、社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）に基づくスポーツ及び文化芸術基本法（平成13年法律第148号）に基づく文化芸術に係る活動を行う団体であって、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第74条に規定する中学校学習指導要領に基づき、生徒の自主的又は自発的な参加により行われる部活動に代わり活動を行う団体をいう。

### (活動内容)

第3条 クラブは、次の活動を行う。

- (1) スポーツ及び文化芸術活動
- (2) その他クラブの活動目的を達成するために必要な活動

### (入会)

第4条 クラブに入会できる者は、市内の中学校に通学する中学生（以下「中学生」という。）で、保護者の同意を得たものとする。

2 クラブへの入会を希望する中学生は、地域クラブ入会届（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

### (退会)

第5条 クラブからの退会を希望する中学生は、地域クラブ退会届（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。

### (指導者)

第6条 クラブで指導ができる者は、教育委員会の承認を経て指導者登録をした者とする。

### (指導者の職務)

第7条 クラブの指導者は、クラブにおけるスポーツ、文化芸術等に関し、次の職務を行う。

- (1) 技術的指導
- (2) 安全・障害予防に関する知識、技術等の指導
- (3) 学校外での活動（大会、練習試合等）の引率
- (4) 用具及び施設の点検並びに管理

- (5) クラブ活動の管理運営
- (6) 保護者等への連絡
- (7) 指導計画の作成
- (8) 生徒指導に係る対応
- (9) 事故時の現場対応
- (10) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める職務  
(指導者の服務)

第8条 クラブの指導者は、学校、顧問及び保護者等の関係者と相互に密接に連携し、協力しなければならない。

- 2 クラブの指導者は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例及び教育委員会の定める規定に従わなければならない。
- 3 クラブの指導者は、その職の信用を傷つけ又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。  
(研修)

第9条 クラブの指導者は、適正なクラブ活動を実施するために、その職務を遂行するために必要な研修を定期的に受講しなければならない。

(組織)

第10条 第1条の目的を達成するために、クラブに運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、伊達市部活動地域移行検討委員会設置要綱（令和5年伊達市教育委員会告示第8号）第3条に規定する委員をもって組織する。
- 3 運営委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。
  - (1) クラブの運営に関すること。
  - (2) その他クラブの運営に関し必要な事項  
(任期)

第11条 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の年度末とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 教育委員会は、委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱できる。この場合において、新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
(役員)

第12条 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
  - 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
  - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (会議)

第13条 運営委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。ただ

し、委員長が選出されていない場合にあっては、教育委員会がこれを招集することができる。

- 2 運営委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、運営委員会に委員以外の者の出席を求める、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第14条 クラブの庶務は、当分の間、教育委員会教育部学校教育課において処理する。

(個人情報の管理)

第15条 指導者及び委員は、クラブの運営において知り得た個人情報を、クラブの運営以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。